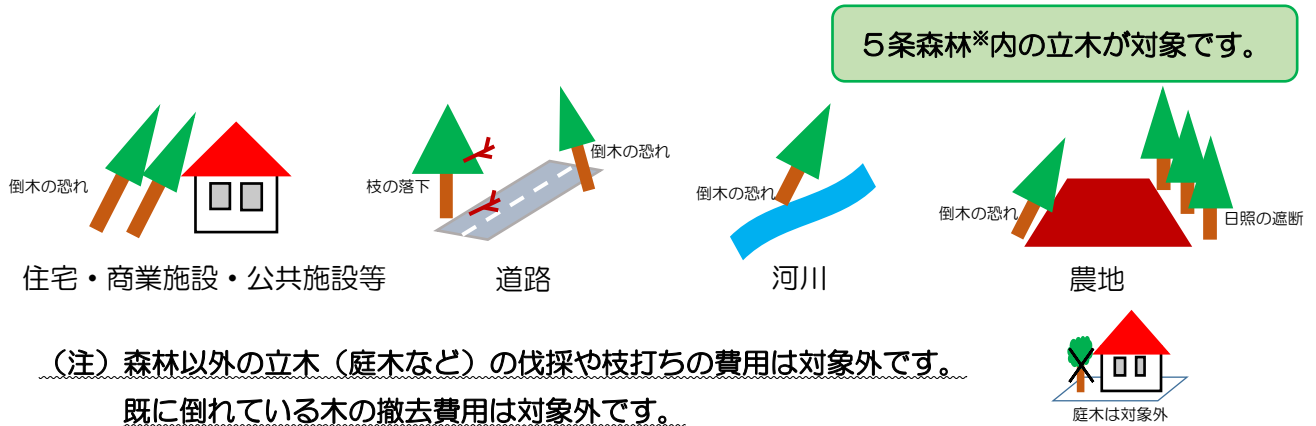


十日町市農林水産業総合振興事業費補助金 危険木・支障木伐採事業

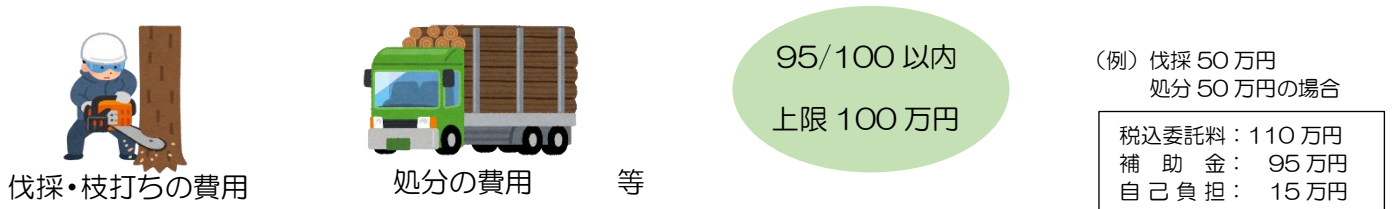
危険木・支障木の伐採や枝打ち、処分にかかる費用を支援します。

- ① 倒木した場合に、市民の財産や生命に危険を及ぼす可能性のある立木や、市民生活の支障となっている立木が対象です。



※ 「5条森林」とは森林法第5条において都道府県がたてる地域森林計画の対象となる森林のことを指し、地番により市農林課で確認することができます。

- ② 伐採や枝打ち、処分等に係る費用について補助します。



(注) 消費税分は補助対象外です。

- ③ 補助の対象作業は、十日町地域森林組合、ゆきぐに森林組合、市内に事業所を有する認定事業主が行います。

伐採作業は事故の危険性が高いため、作業の実施は専門事業者に限定します。

(参考) 新潟県は雇用管理の改善及び事業の合理化のための計画を作成し県知事の認定を受けた林業事業主を「認定事業主」として紹介しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/rinsei/1231966915412.html>

申請・問い合わせ

十日町市産業観光部農林課林業振興係 ☎025-757-9917 (直通)

補助概要

補助対象者	森林の所有者及び森林の所有者から伐採の同意を得た者	
保護対象	住宅等	住宅、車庫、倉庫、駐車場
	商業施設等	店舗、事務所、工場
	道路	国道、県道、市道、農道、林道、私道
	河川	河川、用水路
	墓地	墓地
	公共施設	公共施設、公園
	社会福祉施設	福祉施設、保育施設、学校
	農地	農地
	その他	市長が必要と認めるもの
	対象外	送配電線、線路、原野（空地）、林地 等
対象立木	森林法第5条で定める市内の地域計画森林*内の立木 ※ 「5条森林」とは森林法第5条において都道府県がたてる地域森林計画の対象となる森林のこと。	
	危険木	倒木や枝が落下した場合に、保護対象の損壊又は保護対象を利用する者に被害を及ぼす恐れのある立木 (例1) 雪害等で倒木した場合、住宅が損壊する恐れがある裏山のスギの木 (例2) 雪や枝が落下した場合、自動車や人に被害が生じる恐れがある道路沿いの広葉樹
	支障木	市民の生活に影響を及ぼす立木 (例1) 農地の日照を遮っている立木 (例2) 農地・宅地・用水路等への落葉が多い立木 (例3) 除雪作業時に重機の導線を塞いでいる立木
補助対象経費	伐採、枝打ち、木材等の運搬、木材等の処分に係る費用 等 ※ 消費税は補助対象経費から除く	
補助率・上限金額	補助対象経費の95/100以内（上限100万円） ※ 千円未満切り捨て	
伐採木の売却収入	伐採木の売却収入は補助対象者が負担する費用に充当し、余剰が生じる場合は交付金額を減額する。	
森林整備事業者	十日町地域森林組合、ゆきぐに森林組合及び市内に事業所を有し新潟県林業労働力確保改善計画認定制度の認定を受けている事業者	
補助金の申請方法	伐採を希望する森林が5条森林かつ補助対象となるか確認します。森林の地番を調べたうえで、市農林課までお問い合わせください。	
留意事項	(1) 危険木・支障木の確認は位置図や現況写真等の書類で行います。危険木・支障木ではないと判断した場合は補助対象外となる可能性があります。 (2) 伐採をする前には「伐採届」を提出する必要があります。「伐採届」には森林の土地を所有していることを証明する書類（登記簿や課税台帳の写し）が必要です。また、森林所有者から同意を取得して伐採する場合は同意書（任意様式可）等で、確実に同意を取得していることを証明してください。	